

現代會計監査

各国の監査事情篇

資 料 篇
付

會田義雄

慶應通信

—— 著 者 紹 介 ——

會 田 義 雄

昭和31年3月慶應義塾大学大学院修士課程修了。同博士課程を経て、昭和34年4月同大学講師。助教授、学校法人慶應義塾常任理事、公認会計士第三次試験委員・税理士試験委員を経て、現在慶應義塾大学教授(商学部)、経済学博士(慶應義塾大学)、企業会計審議会委員。

主要著書 会計政策(昭和38, 中央経済社)
実態会社管理会計(昭和41, 中央経済社)
連結財務諸表論(昭和49, 国元書房)
新会社財務会計(昭51, 中央経済社)
会計学(昭54, 国元書房)
現代財務諸表論(改訂版)(昭57, 中央経済社)
現代株式会社会計(改訂版)(昭57, 同文館)
財務諸表論(全訂版)(昭57, 税務経理協会)
財務諸表演習(改訂増補版)(昭58, 国元書房)

現代会計監査 各国の監査事情篇・資料篇 付

昭和58年12月25日 初版第1刷発行

定価 2,800円

送料 300円

著 者 會 田 義 雄

版權所有 ©慶應義塾大学

通信教育部

発行人 道 祖 土 廣 一

発 行 所 慶應通信株式会社

郵便番号108 東京都港区三田 2-19-30

振替口座 東京 9-155497

電話 (03) 451-3584

印刷製本 図書印刷株式会社

落丁・乱丁本は、お取替えいたします。

ISBN 4-7664-0294-4

は し が き

本書は、著者がこれまで学んできた会計監査に係る研究の成果をまとめたものであり、いわば、会計監査の学習の集成としての意味をもつが、同時に今後の研究のための一里塚として上梓するものである。

著者の会計監査学習の集成としての本書の成就是2つの潮流から成る。1つは本書の第一部としてまとめた「会計監査」に係るものである。この面はこれまで奉職している慶應義塾大学の通信教育課程の学生の教材として、あるいは新潟大学等の「監査論」の集中講義のための教材としてまとめたものから成っている。この面の著述は主として通説にしたがい、大学において会計監査を学ぶ人の学習効果をあげるように意図して書いたものである。

本書が集成されたもう1つの流れは、著者がかつて昭和52年3月から翌53年3月までの1年間にわたってアメリカおよびヨーロッパの各地において学んだ各国の監査制度の事情を検討したものから成る。その1年間の留学の間、著者はハーバード・ビジネス・スクールにて学習する一方、毎週のようにその後半においてはニューヨークやボストンの会計事務所やFASB（財務会計基準審議会）等を訪問してインタビュー調査した成果、ならびに幸運にもハーバード大学を来訪していた数名のヨーロッパの学者の招きによって訪問した大学やヨーロッパの国際会計事務所での訪問調査した会計監査の実態調査に基づいてまとめたものである。

このような背景をもつ本書は次の3部より構成されている。第1部は6章より成る。第1章の総論では会計監査の意義、種類および監査基準を検討し、第2章の監査人の章では監査人の意義、独立性、職業倫理と職務および責任を論

じ、とくに改正商法との関連から監査役および会計監査人の権限、責任について論述した。次いで第3章では監査証拠、監査技術、監査手続および監査計画の意義、種類等を考察し、第4章では通常の監査手続を具体的に解説し、第5章では連結および中間財務諸表の監査を述べ、第6章では監査報告書の意義、記載事項ならびに具体的な報告書の記載方法について論及した。

第2部の各国の監査事情篇では、アメリカから出発し、イギリス、カナダ、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、フィンランドの各国の監査制度の特徴ならびに会計士業界の動向について言及した。アメリカでのプラグマチズムとパイオニアの精神に貫かれた公認会計士の血みどろの闘いをはじめ、イギリスでの伝統を重んじつつ、15%収入基準によって会計士の経済的独立性を重視している事情等各国の特徴を強調した。西ドイツでの少数精鋭の会計士の悩み、フランスでの人間性尊重の社会監査の特徴、EC本部をもつベルギーの特色、さらにはイタリアならびにフィンランドの監査および会計制度の後進性に基づく悩み等にふれたのも、各国の特色をうきぼりにするよう配慮したためである。

第3部の資料篇では、一般の監査論の書に掲記されている監査基準、監査実施準則等のほかに、本書では、前述の制度の国際比較の見地から、わが国でとくに重視されるべき「確認」と「立会」の方式および独立性の見地から問題とされる「紀律規則」をはじめとして、国際会計士連盟の監査報告書の様式(案)からイギリスの報酬に関する15%基準をも掲載し、本書の特色に意を注いだ。

本書は、各国の監査制度の特徴にふれるなど、いわば監査の国際化という現代の特色に対応しようよう心掛け「現代会計監査」という書名を付した。とはいえ、現代監査論というには、EDP監査、組織的監査論、インフレーション会計監査とか将来予測情報の監査問題等の課題等については殆どふれ得なかった。これらの課題をはじめとして本書の内容についても、読者から教示、ご批判を得て、今後の研究を深めうるならば著者の望外のよろこびとするところである。

は し が き Ⅲ

最後に本書の出版に際しては、慶應通信の今井壮氏および藤村信行氏より格別のご配慮を得た。紙面をかりて衷心より感謝の意を表する次第である。

昭和58年10月

會 田 義 雄

目 次

は し が き	I
---------	---

目 次	V
-----	---

第1部 会 計 監 査 篇	1
---------------	---

第1章 総 論	3
---------	---

第1節 会計監査の意義・機能	3
----------------	---

I 会計監査と監査概念	3
-------------	---

II 会計監査と財務諸表監査	7
----------------	---

第2節 会計監査の種類	11
-------------	----

I 会計監査の分類法	11
------------	----

II 証取法監査（または証取監査）と商法監査	12
------------------------	----

III 精密監査・貸借対照表監査・財務諸表監査	14
-------------------------	----

IV 外部監査と内部監査	15
--------------	----

V 任意監査と強制監査	16
-------------	----

第3節 監 査 基 準	17
-------------	----

I 監査基準の意義とその必要性	17
-----------------	----

II 監査基準の構成内容	21
--------------	----

〔練習問題〕	24
--------	----

第2章 監 査 人	25
-----------	----

第1節 監査人の意義と種類	25
---------------	----

I 監 査 人	25
---------	----

Ⅵ

Ⅱ 監査人の種類	25
第2節 監査人の資格と独立性	29
Ⅰ 技能的資格	29
Ⅱ 人格的資格	30
Ⅲ 経済的資格	31
Ⅳ 監査人の独立性	33
第3節 監査人の職業倫理と紀律規則	34
第4節 監査人の義務と責任	37
Ⅰ 監査人の義務と正当な注意義務	37
Ⅱ 監査人の法的責任	38
Ⅲ 責任の限界	40
第5節 監査役	41
Ⅰ 監査役と会計監査	41
Ⅱ 監査役の資格・職務・権限	43
Ⅲ 監査役の責任	46
第6節 会計監査人	46
Ⅰ 会計監査人の資格・選任・解任	46
Ⅱ 会計監査人の権限	48
Ⅲ 会計監査人の責任	49
〔練習問題〕	50
第3章 監査証拠・監査技術・監査手続・監査計画	51
第1節 監査証拠	51
Ⅰ 監査証拠の意義	51
Ⅱ 監査証拠の分類	52
第2節 監査技術	55
Ⅰ 監査技術の意義・分類	55

Ⅱ 監査技術の手法	56
第3節 監査手続	60
Ⅰ 監査手続の意義	60
Ⅱ 監査手続の分類	61
Ⅲ 試査と内部統制組織	65
第4節 監査計画	70
Ⅰ 監査計画の意義と必要性	70
Ⅱ 監査計画の種類	72
Ⅲ 監査計画の設定要件と記載内容	73
Ⅳ 監査調書	76
〔練習問題〕	79
第4章 通常の監査手続	80
第1節 予備調査の手続	80
Ⅰ 総論	80
Ⅱ 初度監査の予備調査	81
Ⅲ 連続監査の予備調査	83
第2節 取引記録の監査手続	84
Ⅰ 取引記録の監査手続の意味	84
Ⅱ 各項目ごとの取引記録の監査手続	85
第3節 財務諸表項目の監査手続	91
Ⅰ 総論——その意義と目的	91
Ⅱ 財務諸表項目の「通常の監査手続」	94
〔練習問題〕	106
第5章 連結・中間財務諸表監査	107
第1節 総論	107
Ⅰ 連結・中間財務諸表制度の誕生	107

II	2つの財務諸表監査の特徴	108
第2節	連結財務諸表の監査	112
I	予備調査の手続	112
II	基礎的事項の監査手続	113
III	連結決算の監査手続	117
IV	連結財務諸表の表示方法の監査手続	119
V	他の監査人の監査結果の利用	119
第3節	中間財務諸表の監査	122
I	総論	122
II	会計記録の中間監査手続	123
III	中間財務諸表項目の中間監査手続	124
IV	中間財務諸表の表示方法の中間監査手続	126
V	中間財務諸表監査の性格論	127
	〔練習問題〕	129
第6章	監査報告書	130
第1節	監査報告書の意義・種類	130
I	監査報告書の意義	130
II	監査報告書の種類	131
第2節	監査報告書の記載事項	138
I	総論	138
II	範囲区分 (scope section) の記載事項	138
III	意見区分 (opinion section) の記載事項	141
IV	補足的説明事項と除外事項等	145
第3節	連結および中間財務諸表の監査報告書	148
I	連結財務諸表の監査報告書	148
II	中間財務諸表の監査報告書	151
第4節	商法規定上の監査報告書	154
I	総論	154

Ⅱ 会計監査人の監査報告書	155
Ⅲ 監査役の監査報告書	158
〔練習問題〕	161

第2部 各国の監査事情篇 163

第1章 アメリカの監査事情 165

Ⅰ はじめに——アメリカの風土と会計士の誇り	165
Ⅱ アメリカの会計士事情	166
Ⅲ CPAの独立性確保の課題	168
Ⅳ メトカーフ・レポートの反応と改革問題	169
Ⅴ おわりに——アメリカ会計士の未来展望	170
補 遺	171

第2章 イギリスの監査事情 174

Ⅰ はじめに——監査の先進国イギリスの誇りと悩み	174
Ⅱ イギリスの会計士事情	175
Ⅲ 監 査 の 実 情	178
補 遺	180

第3章 カナダの監査事情 183

Ⅰ はじめに——米・英の折衷方式と最近の日本との接近の事情	183
Ⅱ カナダの会計士事情	184
Ⅲ 法定監査制度と監査の実態	187
Ⅳ おわりに——国際化時代のカナダの動向	189
補 遺	189

第4章 西ドイツの監査事情 192

Ⅰ はじめに——わが国制度との親近性とその特徴	192
Ⅱ 西ドイツの経済監査士事情	193
Ⅲ 「株式法」における監査役と会計監査人監査制度	195
Ⅳ おわりに——監査基準の改正	197
補 遺	198

第5章	フランスの監査事情	201
Ⅰ	はじめに——フランスにおける後進性と最近の動向	201
Ⅱ	フランスの会計士事情	201
Ⅲ	会社法上の監査役監査と会計士	203
Ⅳ	社会監査の動向	205
Ⅴ	おわりに	206
補	遺	207
第6章	イタリアの監査事情	210
Ⅰ	はじめに——ルカ・パチョーリのイタリアの会計事情のおくれ	210
Ⅱ	イタリア経済と会社経営の実態	211
Ⅲ	イタリアの会計士事情	212
Ⅳ	監査の事情	214
Ⅴ	おわりに——会計の特徴	216
補	遺	217
第7章	ベルギーの監査事情	220
Ⅰ	ベルギーの経済事情と会計の基本的特徴	220
Ⅱ	会計士制度と監査制度の概況	222
Ⅲ	ベルギーの会計事情	225
Ⅳ	おわりに	226
補	遺	226
第8章	フィンランドの監査事情	228
Ⅰ	はじめに	228
Ⅱ	フィンランドの経済事情等と会計の基本動向	228
Ⅲ	会計士制度と監査制度の概況	230
Ⅳ	フィンランドの会計事情	231
Ⅴ	結び——将来への展望	233
補	遺	234

第3部 資 料 篇	237
Ⅰ 監査基準・監査実施準則・監査報告準則	239
1) 監 査 基 準	243
2) 監 査 実 施 準 則	244
3) 監 査 報 告 準 則	254
Ⅱ 中間財務諸表作成基準・中間財務諸表監査基準	257
中間財務諸表作成基準	259
中間財務諸表監査基準	261
Ⅲ 財務諸表等の監査証明に関する省令	264
Ⅳ 財務諸表等の監査証明に関する省令取扱通達	272
Ⅴ 商法中の監査に関する規定(抄)	288
第1編 総 則	288
第2編 会 社	289
Ⅵ 商法特例法中の監査に関する規定(抄)	295
第1章 総 則	295
第2章 資本の額が5億円以上又は負債の合計金額が200億円以上の 株式会社に関する特例	295
第3章 資本の額が1億円以下の株式会社に関する特例	299
Ⅶ 後発事象の監査に関する解釈指針	301
Ⅷ 大会社の監査報告書に関する規則	303
第1章 総 則	303
第2章 会計監査人の監査報告書	303
第3章 監査役の監査報告書	304

XI

IX	「確認」と「立会」について	305
	第1 「確認」について	305
	第2 「立会」について	308
X	「紀律規則」と「その実施について」	310
	第1 紀 律 規 則	310
	第2 「紀律規則の実施について」	
	(通ちょう第1号及び第2号)の一部改正	313
XI	無限定監査報告書の様式(案)	316
XII	イギリスの監査人の独立性保持のための15%報酬基準について	318
	参 考 文 献	321
	索 引	327

第1部 会計監査篇

第1章 総 論

第2章 監 査 人

第3章 監査証拠・監査技術・監査手続・監査計画

第4章 通常の監査手続

第5章 連結・中間財務諸表監査

第6章 監 査 報 告 書

第1章 総 論

第1節 会計監査の意義・機能

I 会計監査と監査概念

(1) 会計監査は通常、単に監査とか監査論といわれることが多い。その語源としては“監査”(audit)の吟味からなされるのが通例であるが、audit(英)ないし audition(仏)はともにラテン語の audire(聞きとること)に由来する語であることは広く指摘されているところである。監査が聞きとりとか、報告を重視することは、昔時における監査が、記帳方に会計記録を読みあげさせて行われ、監査人はその報告を聞きとって、その正否を判断することに由来したとも解されている。

シェイクスピアが「過ぎ去ったものは序幕的事象となる」(what's past is prologue)と述べていると類似の意味において、過去というものは、債権者や投資者が、その貸付けや投資をするか否かの判断をするに当り企業の「業績に関する記録を信頼するときに意味をもつものであるといわれる。そして企業の提示する過去の経営活動と財政状態に関する情報が、偏見(bias),不注意(careless),私利(self-interest),明らかな不正(outright dishonesty)によって真実・適正ならざる報告によって提示されることがあるために、監査が必要である」(H.F.Stettler: Auditing principles, Fifth Edition, 1982, P. 1~2)と説かれているのである。

この監査(audit)の意義のなかに会計監査ないし監査概念の基本的要因と解される、① 過去の資料を前提として、その資料についてなされること ② その資料は財政状態等の会計記録に関するものであること ③ その資料の正確